

狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成26年12月9日

告示268号

改正 平成30年3月26日 告示69号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用の太陽光発電設備等のシステム（以下単に「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内でその費用について補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(規則の適用)

第2条 前条の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽光を利用して発電を行うものをいう。
- (2) 太陽熱利用システム（自然循環型） 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するもので、集熱器と貯湯槽が一体型のものをいう。
- (3) 太陽熱利用システム（強制循環型） 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯や空調に利用するもので、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるものをいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたもので、設備として一体的に構成されているものをいう。
- (5) 地中熱利用システム 地中の安定した熱を空調や給湯などに利用するものをいう。
- (6) 家庭用エネルギー管理システム 家庭の電力使用量等を自動で実測し、モニター画面で確認でき、並びにエネルギーの使用効率化及び電力需要の制御が図られるものをいう。
- (7) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 都市ガス、液化石油ガスなど

から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するものをいう。

(8) 電気自動車等充給電システム 電気自動車等に充電し、及び電気自動車等から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅に電力を供給するものをいう。

(補助対象システム)

第4条 補助の対象となるシステムは、別表に掲げるもののうち、その要件に該当し、未使用のものとする。

(補助対象者等)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する市内の住宅（一の建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ床面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。）に、前条に規定するシステムを設置する者で、市税（狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる税目をいう。）を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、狭山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成15年告示第97号）の補助金の交付を受けた者（その者と同一の世帯に属する者を含む。）が、別表に規定する太陽光発電システムを設置しようとするときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、システムの購入費用及び設置工事に要する費用の合計額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する経費の範囲内で、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し

(2) システムの仕様、規格等を確認できる書類

(3) 工事着手前の現況写真及び設置場所の案内図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、別表に掲げるシステムの種類ごとに1世帯当たり1回限りとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、不相当と認めるときは、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、システムの設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置したシステムの保証書等の写し
- (3) システムの設置状況を確認できる写真
- (4) 電力受給契約の締結を証する書類（太陽光発電システムを設置する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地検査を行い、相当と認めるときは、狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書により交付決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) システムをその設置目的以外の目的に使用し、又は譲渡していることが判明したとき。
- (3) その他不相当と認められる事実があったとき。

(維持管理)

第13条 受給者は、システムを常に良好な状態で維持管理するよう努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、システムの設置の完了の日から起算して5年間とする。

2 受給者は、前項に規定する期間内にシステムを処分する必要があるときは、あらかじめ、狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(受給者への協力の要請)

第15条 市長は、受給者に対し、必要に応じてシステムの設置後のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(台帳の整備等)

第16条 市長は、狭山市住宅用省エネルギーシステム設置費補助金交付台帳を備え、補助金の交付状況を明確にしておくものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年3月26日告示69号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第4条、第5条、第7条、第8条関係)

| システムの種類 | 補助対象要件 | 補助金額 |
|-------------------|--|---------|
| 太陽光発電システム | 太陽電池容量が1キロワット以上10キロワット未満のもので、電力会社と電力需給契約を締結していること。 | 40,000円 |
| 太陽熱利用システム (自然循環型) | 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。 | 10,000円 |
| 太陽熱利用シス | 一般財団法人ベターリビングの優良住宅 | 20,000円 |

| | | |
|-----------------------|---|----------|
| テム（強制循環型） | 部品の認定を受けたものであること。 | |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | 蓄電池容量が1キロワットアワー以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。 | 50,000円 |
| 地中熱利用システム | 年間エネルギー効率（当該システムにより1年間に供給される熱量を当該システムが1年間に消費する電力量で除して得た数値）が3.0以上であること。 | 100,000円 |
| 家庭用エネルギー管理システム | 家庭の電気の使用量や発電量をモニター画面で確認できる機器で、通信規格エコーネットライトを搭載していること。 | 10,000円 |
| 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム | 定格運転時の発電出力が0.5キロワット以上あり、低位発熱量基準の総合効率が80パーセント以上で貯湯容量が50リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。 | 50,000円 |
| 電気自動車等充電システム | 電気自動車等から住宅に電力の供給する機能を有し、国の実施する補助事業の対象となる機器又はこれと同等の機器であること。 | 30,000円 |